

別表5 「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件

(「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年環境庁告示 39 号))

(単位: mg/L)

業 種	項 目	特定地下浸透水の要件
全業種	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.001
	シアン化合物	シアン 0.1
	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.1
	鉛及びその化合物	鉛 0.005
	六価クロム化合物	六価クロム 0.01
	砒素及びその化合物	砒素 0.005
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005
	アルキル水銀化合物	水銀 0.0005
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005
	トリクロロエチレン	0.002
	テトラクロロエチレン	0.0005
	ジクロロメタン	0.002
	四塩化炭素	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.002
	1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては 0.004 トランス体にあつては 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002
	チウラム	0.0006
	シマジン	0.0003
	チオベンカルブ	0.002
	ベンゼン	0.001
	セレン及びその化合物	セレン 0.002
	ほう素及びその化合物	ほう素 0.2
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.2
	アンモニア又はアンモニウム化合物	アンモニア性窒素 0.7
	亜硝酸化合物	亜硝酸性窒素 0.2
	硝酸化合物	硝酸性窒素 0.2
	塩化ビニルモノマー	0.0002
	1,4-ジオキサン	0.005

(注) 1 「有害物質を含む特定地下浸透水」とは、特定地下浸透水の要件の欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

2 有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透の禁止は、「新設」「既設」の区分に関係なく、すべての有害物質使用特定事業場に適用される。